（汚染の防止に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業が現に行われている専用の作業室又は当該作業に従事中の者の専用の廊下等で、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則第二十三条の規定に適合するものは、これらを引き続き使用する場合に限り、この省令による改正後の電離放射線障害防止規則第四十一条の五の規定に適合しているものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第四条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中第二十八号の三の次に次の一号を加える。

二十八の四　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。）第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。）により汚染された物であつて、電離則第二条第二項に規定するものの処分の業務

第三十六条第三十八号中「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。）」を「除染則」に改める。

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第五条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十三条第二号」の下に「又は第二号の二」を加える。

（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第六条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二条第七項各号列記以外の部分中「掲げる業務」の下に「（電離則第四十一条の三の処分の業務を行う事業場において行うものを除く。）」を加え、同条第八項中「除染等業務」の下に「その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務」を加える。

第十条中「元方事業者」の下に「に該当する者がいる場合にあっては、当該元方事業者」を加える。

第二十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（調整）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十条　除染等業務に常時従事する除染等業務従事者のうち、当該業務に配置替えとなる直前に電離則第四条第一項の放射線業務従事者であった者については、当該者が直近に受けた電離則第五十六条第一項の規定による健康診断（当該業務への配置替えの日前六月以内に行われたものに限る。）は、第二十条第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

○厚生労働省令第五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十一条第一項及び第百十三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　木材加工用機械（第百二十二条―第百三十条）」を「第三節　木材加工用機械（第百二十二条―第百三十条）　第三節の二　食品加工用機械（第百三十条の二―第百三十条の九）」に、「第一款　構造（第百五十二条・第百五十三条）」を「第一款　総則（第百五十一条の八十四）　第二款　構造（第百五十二条・第百五十三条）」に、「第五款　ブレーカ（第百七十一条の四）」を「第五款　解体用機械（第百七十一条の四―第百七十一条の六）」に改める。

第百七条の見出し中「そうじ等」を「掃除等」に改め、同条第一項中「そうじ」を「掃除」に、「又は修理」を「、修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「覆い」を「覆い」に改め、同条第二項中「かけ」を「掛け」に改める。

第二編第一章中第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　食品加工用機械

（切断機等の覆い等）

第百三十条の二　事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

（切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の三　事業者は、前条の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2　労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の四　事業者は、第百三十条の二の機械（原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2　労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等への転落等における危険の防止）

第百三十条の五　事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2　事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3　労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第百三十条の六　事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2　労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）

第百三十条の七　事業者は、第百三十条の五第一項の機械（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2　労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（ロール機の覆い等）

第百三十条の八　事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。